



## (3) 事務事業の環境変化・住民意見等

- ① この事務事業を開始したきっかけは何か?いつ頃どんな経緯で開始されたのか?

平成6年度の大船渡浄化センターの供用に伴い、管渠の維持管理が必要となった。

## (2) 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは後期基本計画策定時と比べてどう変わったのか?

下水道台帳に関しては変化なし。管渠については、今まででは使用年数や流量等が少なかったために、管渠内部の清掃等は必要としなかったということで清掃しなかつたが、平成19年度より、供用を開始してから10年以上経過している管渠を対象として清掃を実施していた。

震災後は、清掃を必要に応じ復旧・修繕事業と合せて実施している。

## (3) この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか?

特に無し。

## 2 評価の部(SEE) \*原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価	① 政策体系との整合性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 結びついている ⇒【理由】	下水道の整備に対する住民の期待は大きく、生活環境の改善と公共用水域の水質保全のためには、無くてはならない事業である。
	② 公共関与の妥当性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 妥当である ⇒【理由】	事業の維持には、施設の維持管理が不可欠であり、下水道法では適切な管渠の維持管理をするため、下水道台帳を整備すること定められている。
	③ 対象・意図の妥当性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 適切である ⇒【理由】	東日本大震災後は、修繕箇所の予測が困難であり、現状で良い。
有効性評価	④ 成果の向上余地	<input type="checkbox"/> 向上余地がある ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がない ⇒【理由】	台帳作成業務は委託業務となっており、見積もり入札によって業務委託されている。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響	<input type="checkbox"/> 影響無 ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 影響有 ⇒【その内容】	・下水処理施設の適正な管理や不具合の迅速な対応が困難になる。 ・事業を廃止した場合、適切な汚水処理ができなくなり、住民生活、自然環境等に多大な影響がある。
効率性評価	⑥ 事業費の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由】	下水道台帳は、コンピュータによるデータ管理となっており、今後もシステムの変更等は考えていない。
	⑦ 人件費(延べ業務時間)の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由】	委託業務である。
公平性評価	⑧ 受益機会・費用負担の適正化余地	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】	<input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である ⇒【理由】	整備をして供用開始をした地域住民からは、受益者負担金を納めていただいている。

## 3 今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

## (1) 改革改善の方向性

## ① 現状維持

- 2 改革改善(縮小・統合含む)  
3 終了・廃止・休止

特になし



## (3) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等

現状維持のたまに特になし。

## (2) 改革・改善による期待成果

左記(1)の改革改善を実施した場合に期待できる結果について該当欄に「●」を記入する。  
(終了・廃止・休止の場合は記入不要)

		コスト		
		削減	維持	増加
成績	維持			
			●	×
向上			×	×
低下			×	×

## 4 課長等意見

## (1) 今後の方向性

- ① 現状維持  
2 改革改善(縮小・統合含む)  
3 終了・廃止・休止

## (2) 全体総括・今後の改革改善の内容

適切な下水道管渠を維持管理するための下水道台帳の整備や劣化・損傷した管渠施設及び周辺舗装面の修繕復旧について、必要最低限の費用で効率的に事業執行されており、今後も継続実施する。